

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請用チェックリスト<その1>

※申請書等一式提出の際、以下の順番通りに並べてください。また、対応する書類に手書きで書類番号を追記してください。

(1)全事業者共通

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
1-0	チェックリスト	本紙(3枚紙)	全申請者	添付あり	
1-1	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請書	様式第1号	全申請者	添付あり	
1-2	事業再開等計画書	様式第1号(別紙1)	全申請者	添付あり	
1-3	定款の写し及び登記事項証明書	—	法人	添付あり/該当せず	必ずどちらか提出すること
	住民票	—	個人	添付あり/該当せず	
1-4	原子力災害時に12市町村内で事業を行っていたことを証明できる書類				
	① 原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていたことが確認できる税務申告書の控え(法人の場合は、決算書又は税務申告書の控え)	—	全申請者	添付あり	必ずどれか提出すること
	② 登記事項証明書	—	法人	添付あり/該当せず	
	開業届の控え	—	青色申告をしている個人	添付あり/該当せず	
	③ 12市町村内で事業を行っていたことが確認できる第三者による証明書(1-4-②以外のもの)	—	1-4-②の書類で、震災時に12市町村で事業を行っていたことが確認できない場合	添付あり/該当せず	
1-5	震災後休業していること等を証明する書類				
	A) 震災後休業していることが(前期に売上が計上されていないこと)がわかる税務申告書の写しなど	—	震災後休業していた、12市町村外で投資する申請者	添付あり/該当せず	12市町村外で事業を行う場合は、必ずどちらか提出すること
	B) 震災前に終了した直近の事業年度に係る売上高を示す税務申告書控え ※法人の場合は、決算書又は税務申告書の控え	—	震災後休業していたとみなせる、12市町村外で投資する申請者	添付あり/該当せず	
1-6	暴力団排除に関する誓約書	様式A	全申請者	添付あり	
1-7	役員一覧	様式B	全申請者	添付あり	
1-8	決算書(直近2期分) ※休業中の者は震災前の決算書	—	全申請者	添付あり	
1-9	納税証明書の写し	—	全申請者	添付あり	県税に未納がないことを証明するもの
1-10	会社案内	—	任意	添付あり/なし	
1-11	・ 認定経営革新等支援機関確認書 ・ 認定支援機関が事業再開等計画書を確認した際に使用した資料一式(★)	様式第2号 —	全申請者 (★の書類が県庁への提出書類と同じ場合は省略可)	添付あり 添付あり/省略	
1-12	申請に要する費用が確認できる書類 ※仕様書、見積書等(コピー可)	—	全申請者	添付あり	1社で50万円以上の場合2業者以上の見積書
1-13	補助対象経費の内容がわかるような図面、図表、写真、カタログなど	—	全申請者	添付あり	施設、宿舍又は設備を申請する方は、(2)～(4)のチェックリストでも再度チェックしてください。
1-14	市町村復興計画等確認書	様式第15号	12市町村内で補助対象限度額超過の場合	添付あり/該当せず	
1-15	類似の補助金等の実績報告書の写し(事業完了前の場合は、申請書の写し)	—	過去に類似の補助金で採択された場合	添付あり/該当せず	
1-16	事業承継を確認できる書類	—	被災事業者から事業を承継した申請者	添付あり/該当せず	
1-17	帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域(以下本項目で「当該区域」という。)への帰還意向を示す書類 <以下のいずれかの書類> ①法人の代表者又は個人事業主が、補助金申請時点において、当該区域に住所を有していることを証明する書類。 ②将来的に当該区域に帰還する意思を確認できる書類。	—	12市町村外での事業再開等計画について補助率3/4以内として申請する場合	添付あり/該当せず	①は住民票、②は法人の場合は登記簿、個人事業主の場合は開業届等

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請用チェックリスト<その2>

(2)施設の整備・修繕を申請する場合／宿舍整備を申請する場合

【ご質問】

あなたは、施設又は宿舍に係る経費を申請していますか。

→ はい (※次の2-1～2-7の書類を提出してください。)

→ いいえ (※次の2-1～2-7の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
2-1	店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用する施設について、事業目的部分を特定するための書類				
	① 計画施設の図面	—	店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用する施設を申請する場合	添付あり	書類番号2-2に同じ
	② 計画施設に係る見積書	—		添付あり	
	③ 補助金額の算定式を記載した書面	—		添付あり	
2-2	整備予定の施設の図面				
	① 施設の平面図	—	全申請者	添付あり	
	② 施設の立面図	—	全申請者	添付あり	
	③ 施設の配置図	—	全申請者	添付あり	
2-3	修繕前の施設の写真	—	修繕に係る申請の場合	添付あり／該当せず	
2-4	既存施設の現状の使用状況を確認できる図面及び写真	—	例えば、既に、倉庫や作業場などの施設を保有している中、新たに同種の施設を追加整備する場合	添付あり／該当せず	
2-5	土地の図面	—	土地を取得する場合	添付あり／該当せず	
2-6	土地の現状の写真	—	土地を取得する場合、又は、施設を新築する場合	添付あり／該当せず	
2-7	宿舍の規模の妥当性を説明する資料	—	宿舍を新設する場合	添付あり／該当せず	
2-8	修繕施設の登記事項証明書	—	修繕に係る申請の場合	添付あり／該当せず	
2-9	申請施設にかかる土地の登記事項証明書	—	施設を新設する場合	添付あり／該当せず	

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請用チェックリスト<その3>

(3)設備(車両・重機の購入を除く)の整備・修繕を申請する場合

【ご質問】

- あなたは、車両・重機以外の、設備に係る経費を申請していますか。または、車両・重機の修繕に係る経費を申請していますか。
- はい (※次の3-1～3-9の書類を提出してください。)
 - いいえ (※次の3-1～3-9の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
3-1	図面、図表・カタログ	—	全申請者	全て添付あり	
3-2	配置図(現状・導入後)	—	機械等を整備する場合	添付あり	
3-3	固定資産台帳(減価償却資産に係るもの)の写し	—	固定資産台帳を整備している申請者	添付あり/該当せず	台帳と現状に違う場合は任意の説明を追加すること。
3-4	設備の導入場所の現状写真	—	設備の入替え又は追加をする場合	添付あり/該当せず	新設の場合も現状写真を添付すること。
3-5	既存の設備の写真	—	設備の入替え又は修繕する場合	添付あり/該当せず	
3-6	土地の図面	—	土地を取得する場合	添付あり/該当せず	
3-7	土地の現状の写真	—	土地を取得する場合	添付あり/該当せず	
3-8	オプション毎の必要性を説明した書類	様式C	導入する設備にオプションをつける場合	添付あり/該当せず	オプションは全てについて説明が必要です。
3-9	現有設備の稼働状況等を説明する書類	様式D	同種の目的の設備を保有している場合	添付あり/該当せず	

(4)車両・重機(設備)の購入について申請する場合

【ご質問】

- あなたは、車両・重機に係る購入に係る経費を申請していますか。
- はい (※次の4-1～4-6の書類を提出してください。)(※車両・重機の修繕は(3)のチェックリストを使ってください。)
 - いいえ (※次の4-1～4-6の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
4-1	図面、図表・カタログ	—	全申請者	添付あり	
4-2	固定資産台帳(減価償却資産に係るもの)の写し	—	固定資産台帳を整備している申請者	添付あり/該当せず	
4-3	既存の車両・重機の写真	—	車両を購入(入替または増車)する場合	添付あり/該当せず	増車・入替いずれの場合も必要です。
4-4	オプション毎の必要性を説明した書類	様式C	導入する車両・重機にオプションをつける場合	添付あり/該当せず	メーカーオプションも含め全て説明が必要です。
4-5	現有車両・重機の用途・稼働状況等と、今後の稼働計画を説明する書類	様式E	既に車両・重機を保有している場合	添付あり/該当せず	
4-6	現有車両・重機の自動車検査証の写し	—	既に車両・重機を保有している場合	添付あり/該当せず	

(5)新商品・新サービス開発を申請する場合

【ご質問】

- あなたは、新商品・新サービス開発に要する経費を申請していますか。
- はい (※次の5-1の書類を提出してください。)
 - いいえ (※次の5-1の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
5-1	原材料費受払簿	—	原材料費を申請する場合	添付あり/該当せず	
5-2	新商品・新サービス開発にかかる計画書	—	開発の完了時期と成果をどのように事業再開等に生かすのかを示す計画	添付あり/該当せず	成果を生かす計画である必要があります。